

守山市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和4年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月28日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 新 野 富美夫

財政的援助団体等（指定管理者） 監査結果報告書

1 対象団体等

- (1) 指定管理者
公益社団法人守山市シルバー人材センター
- (2) 市所管課
都市経済部 土木管理課

2 対象施設

もりやま芦刈園

3 監査実施日時

令和5年2月16日(木) 午前10時22分から午前11時37分まで

4 実施場所

公益社団法人守山市シルバー人材センター 2階会議室

5 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者が当該施設の管理運営にあたり、当該施設の設置目的に沿って、関係法令、協定書、仕様書等の定めるところにより、適正かつ効果的に業務を遂行しているかどうかを主眼とし、監査資料（令和4年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

6 監査結果

もりやま芦刈園の指定管理について、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。今後においても引き続き、長年蓄積された実績や経験を基に、適切かつ効率的な施設の管理、運営等にあたられることを期待する。

なお、当日口頭にて指導した軽易な事項については、記述を省略した。

(1) 対象施設の管理運営業務について

関係法令ならびに協定書および仕様書に基づき、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。

なお、業務内容は次のとおりである。

- ア もりやま芦刈園の管理運営に関する業務
- イ もりやま芦刈園の利用者サービスに関する業務
- ウ もりやま芦刈園の維持管理に関する業務
- エ もりやま芦刈園の経営管理に関する業務

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア 指定管理者

特に見受けられなかった。

イ 市所管課

もりやま芦刈園については、経年使用による施設の老朽化等の課題が生じている。来園者の安全確保を最優先とし、計画的な補修・改修等を図られたい。また、開園期間中における来園者の駐車場不足に関する課題についても、今後十分に検討され、然るべき解決策を見い出されたい。

以上